

令和 6 年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱

(目的)

第 1 条 酒田港に就航する内貿又は外貿の定期コンテナ航路（以下「酒田港定期コンテナ航路」という。）の利用拡大を促進するため、“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）は予算の範囲内で酒田港定期コンテナ航路利用に係る経費の一部を助成する。

(定義)

第 2 条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 船社

国内諸港湾と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に規定する貨物定期航路事業を行う者、及び内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）に規定する国土交通大臣の行う登録を受けた者をいう。

(2) T E U

コンテナ貨物量を表す単位で、20 フィートコンテナ 1 個を 1 T E U とし、40 フィートコンテナ 1 個を 2 T E U とする。

(3) F C L

コンテナ 1 個を単位として発送される大口貨物をいう。

(4) 定期コンテナ航路

2 週間に 1 便以上（海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延を除く。）運航するコンテナ航路をいう。

(5) 代理店

海上運送法に規定する海運代理店業を営む者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、船社または代理店として、次に掲げるものとする。

(1) 船社

次条に規定する助成対象期間中に内貿又は外貿の酒田港定期コンテナ航路を開設・増便した船社のうち、運航するコンテナ貨物船を酒田港への年間寄港予定数の 4 分の 3 以上寄港させるもの

(2) 代理店

前号の船社のうち、内貿貨物の海上輸送を行う者の酒田港における代理店

2 前項第一号の酒田港定期コンテナ航路の開設・増便とは、令和 6 年 4 月 1 日以降に、酒田港と国内諸港湾又は外国諸港湾を結ぶ新規航路の開設、もしくは既存航路の再編又は増便を行い、寄港回数を増やすことをいう。

3 次条に規定する助成対象期間中に航路を廃止し、もしくは廃止を決定した船社は、航路廃止以前の期間も含めて助成対象外とする。

(助成対象期間)

第 4 条 助成対象期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(助成対象貨物量の算定)

第 5 条 助成対象貨物量は、前条の助成対象期間内に開設又は増便した酒田港定期コンテナ航路により輸出入・移出入した実入り貨物量の合計（T E U）が年間寄港数に 30 T E U を乗じて得た数量に満たない貨物量とする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、次のとおりとする。

ただし、助成対象者が船社の場合、1航路に対する助成金の上限は1,000万円とし、助成対象が代理店の場合、1航路に対する助成金の上限は780万円とする。

(1) 船社

前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり15,000円とする。

(2) 代理店

前条に定める助成対象貨物量1TEU当たり10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成対象事業者を選定又は助成金額を調整する場合がある。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、令和6年12月20日までの間に必要書類を添えて、酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書(様式第1号の1)をポートセールス協議会に提出しなければならない。

2 ポートセールス協議会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は、助成金の交付を決定し、申請者に酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(条件)

第8条 次に掲げる事項は、前条第2項に定める助成金の交付を決定する場合に付する条件とする。

(1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書(様式第3号)をポートセールス協議会に提出しなければならない。

① 第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合

② 第5条に定める助成対象貨物量の20%を超える増減が生じる場合

③ 船社においては事業を中止し、又は廃止しようとする場合

④ 船社の事業中止、又は廃止により、代理店がその事業を中止し、廃止する場合

(2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、原則毎月末までに、前月分(当該年度初回は前月までの分)の実績を酒田港新規航路開設・増便助成事業実績(様式第1号の2)により報告し、当該年度の事業が終了したときは、事業完了後30日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、酒田港新規航路開設・増便助成実績報告書(様式第4号)をポートセールス協議会に提出しなければならない。

2 ポートセールス協議会は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、報告内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の額を確定し、申請者に酒田港新規航路開設・増便助成額確定通知書(様式第6号)を通知するとともに、助成金を交付するものとする。

3 ポートセールス協議会は、前項の規定による審査の過程において、海運貨物取扱業者及び船社等関係者に照会することができる。

(助成金の返還)

第10条 ポートセールス協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるほか、当事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。

様式

様式一覧

様式番号	様式名称	用途
様式第1号の1	酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書	助成対象者が協議会に助成金交付申請する際に提出
様式第1号の2	酒田港新規航路開設・増便助成事業計画(又は実績)	・申請者が協議会に助成金交付申請をする際に様式第1号の1に添付 ・申請者が協議会に毎月末までに、前月分(当該年度初回は前月までの分)の実績を報告する際に提出 ・申請者が協議会に助成金実績報告をする際に様式第5号に添付
様式第2号	酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書	協議会が申請者に対して助成金交付決定を通知する際に使用
様式第3号	事業計画変更承認申請書	申請者が協議会に対して事業計画の変更等を承認申請する際に使用
様式第4号	酒田港新規航路開設・増便助成実績報告書	申請者が協議会に対して実績報告する際に使用
様式第5号	貨物照会承諾書	様式第4号に添付 B/Lの写しを添付する場合は不要
様式第6号	酒田港新規航路開設・増便助成額確定通知書	協議会が申請者に対して助成金額の確定を通知する際に使用
様式第7号	酒田港新規航路開設・増便助成実績報告に係る取扱貨物量の確認について(照会)	協議会が海運貨物取扱業者及び船社等関係者に照会するときに使用
様式第7号別紙	取扱貨物証明書	海運貨物取扱業者及び船社等関係者が協議会から照会を受けた時に使用する証明様式

交付申請書(様式第1号の1)の添付書類

区分	添付書類
すべての申請者	様式第1号の2

実績報告書(様式第4号)の添付書類

区分	添付書類
申請者がB/Lの写しを添付する場合	①様式第1号の2+B/Lの写し(R6年度のコンテナ貨物分)
申請者がB/Lの写しの添付を省略する場合	②様式第1号の2+様式第5号

酒田港新規航路開設・増便助成交付申請書

令和 年 月 日

“ブロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

「令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱」第7条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

助成金申請額 _____ 円
＝(e)船社の場合 ※申請額上限：10,000,000円／航路
＝(h)代理店の場合 ※申請額上限：7,800,000円／航路

1 航路名						
2 航路の概要	運航船社名					
	船社住所					
	就航船舶名					
	船舶総トン数 t			積載能力 TEU（実入り）		
	就航航路 _____ 港（月）～ _____ 港（火）～ _____ 港（水）～ _____ 港（木） _____ 港（金）～ _____ 港（土）～ _____ 港（日）～ _____ 港（ ） ※航路の寄港先は必要に応じて追加。					
3 利用開始日	令和 年 月 日 ※代理店が申請する場合は契約する船社の利用開始日を記入する。					
4 R6年度コンテナ貨物量及び寄港数（酒田港） ※詳細は事業計画（様式第1号の2）参照 ※代理店が申請する場合は契約する船社分を記入する。	区 分	輸 出	輸 入	移 出	移 入	合 計
	実入り貨物量（計画）	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU (a)
	年間寄港数（計画）	寄港 (b)				
5 新規航開設・増便助成金申請額の算定		単価	R6年度実入貨物量（計画）	R6年度寄港数（計画）	助成金算定にかかる取扱貨物量	助成金申請額の算定
	船社	15,000円 (c)	TEU (a)	寄港 (b)	(30×b) - (a) TEU (d)	(c) × (d) 円 (e)
	代理店	10,000円 (f)	TEU (a)	寄港 (b)	(30×b) - (a) TEU (g)	(f) × (g) 円 (h)
6 申請者連絡先	電話番号： 担当者所属・氏名：					
7 助成金振込先	銀行名： 支店名： 口座種別：（いずれかを○で囲む） 普通 ・ 当座 口座番号： 口座名義人（カナ）：					

8 必要書類の添付	酒田港新規航路開設・増便助成事業計画（様式第1号の2）
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R6年度計画）
	_____港（概ね T E U）
	_____港（概ね T E U）

※ 交付決定後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事 務 局 使 用 欄	受 付 日	年 月 日	交 付 決 定	適 ・ 否
交 付 決 定 額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特 記 事 項				

8 必要書類の添付	酒田港新規航路開設・増便助成事業計画（様式第1号の2）
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R6年度計画） 〇〇港（概ね300TEU） 〇〇港（概ね400TEU）

※ 交付決定後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事 務 局 使 用 欄	受 付 日	年 月 日	交 付 決 定	適 ・ 否
交 付 決 定 額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特 記 事 項				

酒田港新規航路開設・増便助成事業計画（又は実績）

年月日		実入り貨物量				小計	寄港日であったものの寄港しなかった理由
		輸出	輸入	移出	移入		
令和 年 月	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU		
令和 年 月	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU		
令和 年 月	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU	
	日（ ）	TEU	TEU	TEU	TEU		
					合計	TEU	
					寄港数	寄港	

※計画書には寄港スケジュールが分かる公表された資料を添付し、実績書には寄港実績が分かる資料を添付すること。

※2週間に1便以上（海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延を除く。）酒田港に運航する航路であること。

※「寄港日であるものの寄港しなかった理由」については、実績報告の際、海上運送の予約が無い場合又は荒天、災害、事故等の不可抗力による欠航及び遅延により2週間に1便以上運航できなかった場合記入すること。その場合、「輸出」「輸入」「移出」「移入」「移入」の欄は空欄とすること。

※代理店が申請する場合は、契約する船社について記入すること。

※事業完了月と事業完了月の前月分については、酒田港新規航路開設・増便助成実績報告書（様式第4号）の提出日にまとめて報告すること。

※行は適宜追加すること。

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記助成金については、下記のとおり
交付することを決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

ただし、令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次に掲げる事項を交付決定に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ① 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - ② 要綱第5条に定める助成対象貨物量の20%を超える増減が生じる場合
 - ③ 船社においては事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - ④ 船社の事業中止、又は廃止により、代理店がその事業を中止し、廃止する場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

※ 交付決定後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）を提出する必要があります。

ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申請者

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱第8条第1項第1号の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

酒田港新規航路開設・増便助成事業計画（様式第1号の2）

*変更後の内容とともに、変更前の内容もかっこ書きで併記すること

酒田港新規航路開設・増便助成実績報告書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子 様

住 所

請求者 氏名又は名称

及び代表者職氏名

「令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱」第9条第1項の規定により、助成金の実績を報告します。

助成金請求額 円
＝(e) 船社の場合 ※請求額上限：10,000,000円／航路
＝(h) 代理店の場合 ※請求額上限：7,800,000円／航路

1 航路名						
2 航路の概要	運航船社名					
	船社住所					
	就航船舶名					
	船舶総トン数 t			積載能力 TEU (実入り)		
	就航航路 港 (月) ～ 港 (火) ～ 港 (水) ～ 港 (木) 港 (金) ～ 港 (土) ～ 港 (日) ～ 港 () ※航路の寄港先は必要に応じて追加。					
3 利用開始日	令和 年 月 日 ※代理店が申請する場合は契約する船社の利用開始日を記入する。					
4 R6年度コンテナ貨物量及び寄港数(酒田港) ※詳細は事業実績(様式第1号の2)参照 ※代理店が報告する場合は契約する船社分を記入する。	区 分	輸 出	輸 入	移出	移入	合計
	実入り貨物量(実績)	TEU	TEU	TEU	TEU	TEU (a)
	年間寄港数(実績)	寄港 (b)				
5 新規航開設・増便助成金請求額の算定		単価	R6年度実入貨物量(実績)	R6年度寄港数(実績)	助成金算定にかかる取扱貨物量	助成金請求額の算定
	船社	15,000円(c)	TEU(a)	寄港(b)	(30×b) - (a) TEU(d)	(c) × (d) 円(e)
	代理店	10,000円(f)	TEU(a)	寄港(b)	(30×b) - (a) TEU(g)	(f) × (g) 円(h)
6 申請者連絡先	電話番号： 担当者所属・氏名：					
7 助成金振込先	銀行名： 支店名： 口座種別：(いずれかを○で囲む) 普通・当座 口座番号： 口座名義人(カナ)：					

8 必要書類の添付 (添付した書類の区分を○で囲む)	申請者がB/Lの写しを添付する場合 (①及び②を添付)	① 酒田港新規航路開設・増便助成事業実績(様式第1号の2) ② 船荷証券(B/L)の写し
	申請者がB/Lの写しの添付を省略する場合 (③及び④を添付)	③ 酒田港新規航路開設・増便助成事業実績(様式第1号の2) ④ 貨物照会承諾書(様式第5号)
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量(R6年度実績)	
	_____港 (概ね _____ T E U)	_____港 (概ね _____ T E U)

※ 交付決定後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事 務 局 使 用 欄	受 付 日	年 月 日	交 付	適 ・ 否
交 付 額	請求額と同額 ・ 請求額と異なる額（ 円）			
特 記 事 項				

様式第5号(様式第4号に添付。ただし、B/Lの写しを添付している場合は不要。)

貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申請者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実績報告書(様式第4号)について、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和6年度酒田港新規航路開設・増便助成実施要綱第9条第3項の規定により、海運貨物取扱業者及び船社等関係者に照会することを承諾いたします。

【記入にあたっての確認事項】

関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

様式第6号(第9条第2項関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成額確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定をした標記助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

確定額 円

令和 年 月 日

(海運貨物取扱業者及び船社等関係者) 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港新規航路開設・増便助成実績報告に係る
取扱貨物量の確認について（照会）

酒田港新規航路開設・増便助成の内容を確認するため、令和6年度酒田港新規航路
開設・増便助成実施要綱第9条第3項の規定により照会します。

つきましては、別紙証明書を確認いただき、記載の上、返送願います。

なお、このたびの照会については、別添のとおり承諾を得ております。

取扱貨物証明書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記1の申請者の取扱貨物量は、下記2のとおりであることを証明します。

記

1 申請者
住 所：
氏名又は名称：

2 酒田港における定期コンテナ航路の取扱実入り貨物（F C L）

期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
対象航路： 港～ 港～ 港

（単位：TEU）

月日	輸出	輸入	移出	移入	小計
				合計	
				寄港数	寄港

※上記の行数は、寄港数に応じて適宜増やして記入してください。

利用開始日（酒田港入港日） 令和 年 月 日

※利用開始日は、令和6年度、新規に就航・増便した船社の酒田港利用開始日をご記入ください。